

郵送  
による

令和5年4月利用

## 保育所などの利用申し込み開始

園保育幼稚園室 (TEL6384・1592 FAX6384・2105)

令和5年4月からの保育所、認定こども園(保育)、小規模保育事業、事業所内保育事業の利用申し込みの一斉受け付けを行います。地域に関係なく申し込みめます。提出書類については、利用申し込み案内か市ホームページで確認してください。新型コロナウイルス感染症対策のため原則、郵送申し込みとなります。



保育所などの  
施設一覧

### 申し込みの流れ

- ①8月29日(月)から保育幼稚園室や各保育所、児童会館・児童センター、のびのび子育てプラザで配布する所定の用紙を入手。市ホームページからもダウンロードできます。
- ②9月30日(金)～10月14日(金)に保育幼稚園室(〒564・8550住所不要)へ必要書類を郵送してください。消印有効。
- ③1月中旬～下旬に市から内定通知か利用不可通知が送られてきます。
- ④各保育所などで、面談と健康診断を行います。
- ⑤市から利用決定通知が送られてきます。利用不可の場合は、以後案内できる場合のみ内定通知が送られます。

### 利用条件

保護者が次のいずれかの理由で保育を必要とする場合。

- ・週4日以上で1日4時間以上就労・就学している。
- ・妊娠中か出産後間もない。
- ・病気やけがをしているか心身に障がいがある。
- ・長期間、同居の親族をいつも看護・介護している。
- ・求職活動や起業準備をしている。
- ・国が定める事由。3歳以上の幼児で療育・医療機関から保育所などでの集団保育が適当と判断された場合は、相談してください。

### 利用調整

申し込み数が各保育所などの年齢ごとの定員を超える場合は、保育を必要とする程度で優先順位をつけて調整します。上記申し込み期間中の申し込み分は令和5年1月4日(水)以降の一般受け付け分より先に利用調整を行います。

### 事前相談

申し込みに関する相談は原則、電話やメールを利用してください。保育幼稚園室の窓口での相談を希望する人は、混雑防止のためLINEで予約してください。詳しくは市ホームページへ。LINEを利用できない場合は、電話で同室へ申し込んでください。相談時間は25分間。申し込みの一斉受け付け終了後も、窓口での相談は予約してください。



予約方法の  
説明のページ